

2018年（平成30年）5月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

情報公開制度及び個人情報保護制度の推進に関することに係る藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部改正に伴う藤沢市個人情報の保護に関する条例解釈運用基準の改訂について（答申）

情報公開制度及び個人情報保護制度の推進に関することに係る藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）の一部改正に伴う藤沢市個人情報の保護に関する条例解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）の改訂について、2018年（平成30年）3月26日付けで諮問（第918号）されたことから、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

解釈運用基準について、実施機関の説明要旨のと通りの改訂をする必要があると認められる。ただし、第12条の3第1項第1号の「実施機関の裁量に委ねられている場合（できる規定）の例」については、刑事訴訟法第197条第2項及び民事訴訟法第226条の規定に基づく文書による照会が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第14号に該当する場合は考えられるので、引き続き記載すべきである。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、解釈運用基準を改訂する必要性及び改訂の内容は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の一部改正に伴う藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）の一部改正については、2017年（平成29年）8月に藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）に諮問、同年11月9日付けで答申（第879号）し、その後、平成30年2月藤沢市議会定例会に条例議案を上程、同年3月1日に議決された。

この改正を受けて、解釈運用基準を改訂する必要があるため、条例第54条

第2項の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問をするものである。

(2) 改訂が必要となる条例の条文

ア 第4条（定義）

(ア) 第1号

- ・ 「文書、図画、電磁的記録」の説明を第5号の「管理情報」から移す。
- ・ 「個人識別符号」について、法律、政令及び省令からの抜粋を載せる。
- ・ 「識別可能性」、「他の情報との照合による個人識別」について整理する。

(イ) 第5号

「文書、図画、電磁的記録」の説明を削る。

イ 第8条（一般的制限）

- ・ 第1項各号の説明を載せる。
- ・ 規則委任した内容について、規則の抜粋を載せる。

ウ 第12条の3（特定個人情報を提供する場合の手続）

今回の条例改正に伴うものではないが、第1項第1号の解釈を見直す。

エ 第24条（部分開示）

「個人識別符号」を加える。

オ 第33条（利用の停止等を請求する権利）

法律の引用条文を改める。

カ 第62条（罰則）

条例の引用条文を改める。

(3) 解釈運用基準改訂案

第4条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて次のア又はイに該当するものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人情報の取扱い 個人情報の収集、管理、利用及び提供をいう。

- (3) 実施機関 市長，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，議会，処分権限を有する指定管理者及び土地開発公社をいう。
- (4) 実施機関の職員 実施機関に属する地方公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいい，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43号第1項の規定により教育委員会がその服務について監督権を有する者を含む。以下同じ。），処分権限を有する指定管理者に属する者並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。
- (5) 管理情報 実施機関の職員が職務上作成し，又は取得した文書，図画及び電磁的記録に記録されている個人情報であって，当該実施機関が管理しているものをいう。ただし，次に掲げる物に記録されている個人情報を除く。
- ア 新聞，雑誌，書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの。
- イ 図書館その他これに類する施設において，当該施設の設置目的に応じて管理している図書，記録，図画その他の資料
- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号（個人番号に対応し，当該個人番号に代わって用いられる番号，記号その他の符号であって，住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- (7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。第39条第4項において同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (8) コンピュータ処理 コンピュータを使用して行われる情報の入力，蓄積，編集，加工，修正，更新，検索，消去若しくは出力又はこれらに類する処理をいう。ただし，専ら文章を作成し，又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他の規則（市長が定める規則をいう。以下同じ。）で定める処理を除く。
- (9) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

— 趣 旨 —

本条は，この条例における基本的な用語について定めたものである。

— 解 釈 —

『第1号関係』

- 1 「個人に関する情報」とは、次のような情報が考えられ、個人に関するすべての情報をいう。
 - (1) 基本的事項に関する情報（氏名、性別、生年月日、住所等）
 - (2) 人的事項に関する情報（本籍、国籍、続柄等）
 - (3) 経歴事項に関する情報（学歴、職歴、職業等）
 - (4) 心身・精神の事項に関する情報（障害、傷病歴、健康状態等）
 - (5) 資格等の事項に関する情報（資格、技能、成績・評価等）
 - (6) 財産、収入事項に関する情報（資産状況、収入状況等）
 - (7) 個人生活の事項に関する情報（家庭状況、居住状況等）
 - (8) 思想、信条等の事項に関する情報（思想、信条、信仰、宗教等）
- 2 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業、水産業等を営む個人をいう。また、「当該事業に関する情報」とは、事業そのものに関するもののほか事業用資産、事業所得等に関する情報をいい、当該事業と直接関係のない当該個人に関する情報は、この条例の適用となる。
- 3 「文書」とは、広義的に「口頭」に対応する「書面」の意に用いられ「文字又はこれに代わるべき符号を用い、永続すべき状態において、ある物体の上に記した意思表示又は事実判断を表示したもの」といわれ、「これに代わるべき符号」としては点字、速記用符号などが考えられる。

「図画」とは、象形を用いているものであり、地図・図面・絵・写真・フィルムを指している。なお、マイクロフィルムは、文書又は図画の原本に準ずるものであり、マイクロフィルム取扱規程に定めるところにより撮影されたものをいい、記録されている内容により「文書」又は「図画」とみなし、これらに準じて取り扱うものとする。

「電磁的記録」とは、電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録全般をいい、具体的には録音テープ、ビデオテープ、ハードディスク等の媒体を指している。
- 4 「個人識別符号」とは、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第2条第3項に規定する個人識別符号をいい、次のように規定されている。

第2条

- 3 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
 - (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しく

は記録されることにより,特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

法律第2条第3項の「政令で定めるもの」とは,次のように規定されている。

(個人識別符号)

第3条 法第2条第3項の政令で定める文字,番号,記号その他の符号は,次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字,番号,記号その他の符号であつて,特定の個人を識別するに足りるものとして総務省令で定める基準に適合するもの
 - イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列
 - ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目,鼻,口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - ニ 発声の際の声帯の振動,声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作,歩幅その他の歩行の態様
 - ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - ト 指紋又は掌紋
- (2) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号
- (3) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号
- (4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号
- (5) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード
- (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号
- (7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された総務省令で定める文字,番号,記号その他の符号
 - イ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第2項の被保険者証
 - ロ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第54条第3項の被保険者証
 - ハ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証

- (8) その他前各号に準ずるものとして総務省令で定める文字、番号、記号その他符号

「総務省令で定める基準」、「総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号」及び「総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号」とは、それぞれ次のように規定されている。

(身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準)

第2条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第3条第1号の総務省令で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

(証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号)

第3条 令第3条第7号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 令第3条第7号イに掲げる証明書 同号イに掲げる証明書の記号、番号及び保険者番号
- (2) 令第3条第7号ロ及びハに掲げる証明書 同号ロ及びハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

(旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号)

第4条 令第3条第8号の総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第47条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (2) 健康保険法施行規則第52条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (3) 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第35条第1項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (4) 船員保険法施行規則第41条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- (6) 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (7) 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第1条の7の加入者証の加入者番号
- (8) 私立学校教職員共済法施行規則第3条第1項の加入者被扶養者証

の加入者番号

- (9) 私立学校教職員共済法施行規則第3条の2第1項の高齢受給者証の加入者番号
 - (10) 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第7条の4第1項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
 - (11) 国家公務員共済組合法施行規則(昭和33年大蔵省令第54号)第89条の組合員証の記号、番号及び保険者番号
 - (12) 国家公務員共済組合法施行規則第95条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
 - (13) 国家公務員共済組合法施行規則第95条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
 - (14) 国家公務員共済組合法施行規則第127条の2第1項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
 - (15) 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第93条第2項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
 - (16) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
 - (17) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
 - (18) 地方公務員等共済組合法施行規程第176条第2項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
 - (19) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
 - (20) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法((平成3年法律第71号)第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- 5 「特定の個人を識別することができる」とは、個人に関する情報の内容から特定の個人が識別することができるものをいい、次のような情報をいう。
- (1) 氏名、住所等その情報から直接的に特定の個人が識別されるもの
 - (2) 氏名、住所等その情報を部分開示の趣旨で削除したとしても、それ以外の部分の情報から特定の個人が識別できるもの
- 6 「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」とは、当該個人情報のみでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができる場合がこれに当たる。

『第3号関係』

- 1 本号で規定する機関は、地方自治法に規定する執行機関のみならず、広く市全体として実施に取り組む必要があることから議決機関である議会を含

めて実施機関としている。

処分権限を有する指定管理者は、市が地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理権限を委任した指定管理者のうち、使用許可処分について管理権限の一環として行わせる法人その他の団体であることから、実施機関としたものである。

また、土地開発公社についても、公有地の拡大の推進に関する法律により、藤沢市が全額出資して設立した公法人であり、地方自治法及び公有地の拡大の推進に関する法律上から、実施機関とすることについて特段の問題はないため、実施機関としたものである。

- 2 消防機関については、地方自治法に規定された機関ではなく消防組織法により設置された固有の権限を持つ機関として位置づけられている。しかし、消防組織法第7条に「市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。」と規定されており、市長の補助機関として位置づけられる。さらに、財務事務・文書事務等は市長部局と一体となっていることから、本条例では市長に含めるものである。
- 3 市民病院については、地方公営企業法に基づき制定された藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例により設置した公営企業であるが、本市は管理者を置かないので、地方公営企業法第8条第2項により、市長部局に属する。
- 4 小学校、中学校、養護学校、図書館、公民館等の教育機関については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条(教育委員会の職務権限)、第32条(教育機関の所管)及び第33条(学校等の管理)の規定により、教育委員会の管理下にあることから、教育委員会に属する。
- 5 実施機関の附属機関及び補助機関は、当該実施機関に含まれるものである。

『第4号関係』

本号で規定する職員とは、実施機関が職務上指揮監督権を有するすべての職員をいい、一般職又は特別職及び常勤又は非常勤であるかを問わない。

『第5号関係』

- 1 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員がその職務の遂行者としての公的立場において作成し、又は取得したという趣旨であり、ここでは決裁等事務処理手続は問わない。また、公的立場において作成し、又は取得したといい得るためには少なくとも次の程度に至る必要がある。
 - ア 作成したものについては、内部事務処理手続を開始した時点以降のもの
 - イ 取得したものについては、実施機関の事務所に到達した時点以降のものなお、職員が地方公務員等共済組合法など他の法令により別の法人格を有する団体及び外郭団体の事務を遂行する場合は、この「職務上」に含まれない。
- 2 「実施機関が管理しているもの」とは、行政文書取扱規定等の定めるところにより公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状態にある個人情報

いい、情報公開条例第4条第1項にいう「行政文書」に記録されている個人情報という。

具体的には、作成又は取得に関与した職員個人の段階ではなく、組織において事務上必要なものとして利用、保存されている個人情報を指し、決裁途上の文書や、職員が行政内部の審議、検討等に資するため作成した文書等に記録されている個人情報も含まれる。

なお、個人的メモや下書きなどは通常は公的支配に属さないものであるが、他の行政文書に添付された場合には、この限りでない。

3 「新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」とは、購入することにより一般的に容易に入手できることから、これらに記録されている個人情報は、「管理情報」から除外するものである。ただし、行政文書に添付されているこれらの写し等に記録されている個人情報についてはこの限りではない。

4 「図書館その他これに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて管理している図書、記録、図面その他の資料」とは、市民に閲覧又は視聴させるという、施設の設置目的に応じて管理されており、施設ごとに利用の手続が定められていることから、これらに記録されている個人情報は、「管理情報」から除外するものである。

「図書館その他これに類する施設」とは、文書館、市民資料室、市政情報コーナーなどをいう。

『第6号関係』

1 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。個人番号単体のほか、個人番号が記載された確定申告書、各種申請書等の書面や電子ファイルも、特定個人情報に該当する。

2 「個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号」とは、広義の個人番号を定義しており、個人番号そのものではないが、個人番号を一定の規則に従って変換したものをいう。

☆ 広義の個人番号に含まれるものの例

- ・個人番号に数字を足し合わせたもの
- ・番号法第2条第14号に定める情報提供ネットワークシステムで用いられる連携符号（個人番号を変換して生成されるものであるため）

☆ 広義の個人番号に含まれないものの例

- ・住民票コード（住民基本台帳法の規制に服するため）
- ・基礎年金番号、社員番号・職員番号
- ・宛名番号（宛名システム及び各業務システム内において個人を識別するために付番されるものであるが、個人番号を一定の規則に従って変換したのではないため）

『第7号関係』

「情報提供等記録」とは、特定個人情報的一种で、情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報の照会・提供の記録をいう。

情報提供ネットワークシステムを介し特定個人情報の照会・提供を行う者は、誰と誰の間で、いつ、どのような情報が照会・提供されたのかを記録・保存しなければならないが、本人等がこれにより不正な情報連携の有無を確認することができる。

『第8号関係』

- 1 「コンピュータ」とは、汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、パーソナルコンピュータその他これに類するものを含む。その他これに類するものとは、ワードプロセッサの中で蓄積及び処理機能を持っているものをいう。
- 2 「専ら文書を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他の規則で定める処理」とは、施行規則第3条に掲げる次の処理をいい、これらの処理はコンピュータ処理から除外する。
 - ア 「専ら文書を作成するための処理」とは、ワードプロセッサ及びパーソナルコンピュータをワードプロセッサとして使用する場合をいう。
 - イ 「専ら文書又は図画の内容を記録するための処理」とは、コンピュータを利用した磁気ディスク、光ディスク等による情報の保管、蓄積等をいう。
 - ウ 「製版その他の専ら印刷物を制作するための処理」とは、文章、図画等の情報を組版、レイアウトするための処理をいう。
 - エ 「専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理」とは、電気通信の方法により行う電子メールの送受信をいう。

第2章 個人情報の取扱いに対する制限

第8条（一般的制限）

実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報（以下「要配慮個人情報」という。）を取り扱ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教
 - (2) 人種及び民族
 - (3) 社会的身分
 - (4) 病歴
 - (5) 犯罪の経歴
 - (6) 犯罪により害を被った事実
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報
- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、要配慮個人情報を取り扱うことができる。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、実施機関が行政事務の執行上著しい支障が生ずるおそれがあると認めるとき。
- 3 実施機関は、前項第2号に掲げる事由により要配慮個人情報を取り扱おうとするときは、あらかじめ、第54条第1項の規定により設置された藤沢市個人情報保護制度運営審議会（次条第4項、第10条第4項及び第5項、第12条第4項及び第5項、第12条の2第3項及び第4項、第18条、第19条第2項並びに第22条において単に「藤沢市個人情報保護制度運営審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

— 趣 旨 —

本条は、個人情報の中でも、不当に取り扱われた場合の個人の権利利益を侵害する危険性が高い個人情報について、原則として収集することを禁止する旨を定めたものである。

— 解 釈 —

『第1項関係』

- 1 「思想、信条」に関する個人情報とは、支持政党名、政治団体名、政治活動歴、人生観等の個人の政治的、社会的な信念等をいう。したがって、性格、性質、趣味、し好、物事に対する意見等は、該当しない。
- 2 「宗教」に関する個人情報とは、信仰する宗教名や宗派名等をいう。
- 3 「人種」に関する個人情報とは、身体形質の特徴によって区別された種類に関するものをいう。
- 4 「民族」に関する個人情報とは、共通の言語・宗教・居住地などをもつ集団に関するものをいう。
- 5 「社会的身分」とは、ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まれない。
- 6 「病歴」とは、病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分が該当する。
- 7 「犯罪の経歴」とは、有罪の判決を受け、これが確定した事実が該当する。
- 8 「犯罪により害を被った事実」とは、身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定する構成要件に該当し得うる行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。
- 9 「規則で定める記述等」とは、施行規則第3条の2に定める記述等であり、次のとおりとなる。

(要配慮個人情報)

第3条の2 条例第8条第1項第7号に規定する規則で定める記述等は、次に掲げる事項を内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

- (1) 身体障害, 知的障害, 精神障害(発達障害を含む。)その他の市長が定める心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のために健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき, 又は疾病, 負傷その他の心身の変化を理由として, 本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として, 逮捕, 搜索, 差押え, 勾留, 公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として, 調査, 観護の措置, 審判, 保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

『第2項関係』

1 「法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき」とは, 法律, 政令, 条例に, 具体的に第1項各号に掲げる事項に関する個人情報を収集することについて定めがある場合をいい, 次の場合が考えられる。

- (1) 法令等に, 第1項各号に掲げる事項に関する個人情報について, 実施機関に調査, 報告等の義務又は権限がある旨の規定がある場合(地方公務員法第16条 など)
- (2) 法令等に, 第1項各号に掲げる事項に関する個人情報について, 相手方に報告, 通知, 届出等の義務がある旨の規定がある場合(公職選挙法第86条の4第1項など)
- (3) 法令等に, 当該事務を行う根拠が明記されており, その根拠規定に基づき事務を行う場合であって, 当該規定の趣旨, 目的から判断して第1項各号に掲げる事項に関する個人情報を取り扱うことが予定されていると認められる場合

2 「行政事務の執行上著しい支障が生ずるおそれがある」とは, 第1項各号に掲げる個人情報の取扱いをしなければ, 行政事務の目的を達成し得ない場合をいう。

『第3項関係』

「審議会の意見を聴かなければならない」とは, 的確な判断に資するため第三者的機関である藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問することを義務

付けたものである。

第12条の3（特定個人情報を提供する場合の手続）

実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合において、目的外のために実施機関以外のものに特定個人情報を提供しようとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、藤沢市個人情報保護制度運営審議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 法令等に定め（目的外のために提供しなければならないこととなる旨の定めに限る。）があるとき。
- (2) 番号法第19条第15号に規定する本人の同意があるとき又は同号に規定する本人の同意を得ることが困難である場合で緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。
- 2 実施機関は、特定個人情報を目的外のために提供するときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による意見の聴取をした後において、特定個人情報を目的外のために提供しようとするときは、あらかじめ、本人に通知しなければならない。ただし、実施機関が通知しないことについて合理的理由があると認めた場合であって、藤沢市個人情報保護制度運営審議会がその理由を相当と認めたときは、この限りでない。
- 4 実施機関は、特定個人情報を第1項各号に掲げる事由により目的外のために利用等をした場合には、本人に通知することができる。

『第1項関係』

— 趣 旨 —

本項は、番号法において目的外提供が許容される例外事由を厳格に限定しているが、この例外事由に該当した場合における登録事務の目的以外の目的のために特定個人情報を提供する場合の手続について定めたものである。

— 解 釈 —

- 1 番号法第19条では、特定個人情報の提供を原則として禁止しているが、例外として第1号から第16号までのいずれかに該当する場合は、特定個人情報の提供を認めている。
- 2 「目的外のために実施機関以外のものに特定個人情報を提供」とは、実施機関が管理している特定個人情報を登録事務の目的からは予見していなかった事情により、実施機関以外のものに対して提供することをいい、具体的には、実施機関以外のものからの照会や要請に対して回答したり、提供することをいう。

第1号関係

- 1 「法令等に定め（目的外のために提供しなければならないこととなる旨の定めに限る。）があるとき」とは、法律、政令、条例に目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合（義務規定）であり、実施機関の裁量に委ねられている場合（できる規定）は含まない。
- 2 法令等が義務規定なのか、できる規定なのか、又は、何人でも請求し得るものなのか等、根拠とする法令等の趣旨に十分留意する。この規定を適用するに当たり、解釈上疑義がある場合は、第1項本文の規定に基づき藤沢市個人情報保護制度運営審議会の意見を聴くものとする。

☆ 目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合（義務規定）の例

- ・ 番号法第19条第7号及び第22条第1項の規定に基づく情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報の提供

第2号関係

- 1 「本人の同意」とは、施行規則第5条第1項に定めるとおり、原則として書面により得るものとするが、緊急かつやむを得ない理由があるときは口頭により得ることができる。ただし、口頭により同意を得たときは、施行規則第5条第2項に定めるとおり、その旨を記録しなければならない。
- 2 「緊急」とは、災害対策、救急活動その他これらに類する場合で、人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるために、一刻を争うような状況にある場合をいう。
- 3 「やむを得ない理由がある」とは、目的外のために利用しなければ行政事務の目的を達成し得ない場合をいう。

『第2項関係』

— 趣 旨 —

本項は、目的外のために提供する場合には、情報内容の事実関係やその情報を提供することによる影響等を十分調査し、本人又は第三者に不利益を与えることのないようにすることを義務付けたものである。

『第3項関係』

— 趣 旨 —

本項は、本人に関与し得る機会を与えるため、特定個人情報を第1項に規定する事由により目的外のために提供をしようとするときは、あらかじめ、本人に通知することを定めたものである。

— 解 釈 —

- 1 「通知」とは、施行規則第10条第1項に定める管理情報目的外利用等通知書（第8号様式）により行うものとする。
- 2 「実施機関が通知しないことについて合理的理由があると認めた場合」とは、次のような場合などをいう。
 - (1) 本人に通知することによって、事務の目的の達成が困難になる場合であって、通知しないことが本人の不利益とならないとき。
 - (2) 通知すべき相手が多数の場合で、目的外のために提供をする特定個人情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれる場合
 - (3) 本人の所在不明により、通知すべき本人を特定することが困難である場合
 - (4) 本人が未成年であって、当該本人に代わる親権者を特定することが困難である場合
 - (5) 本人が死亡しており、死者と一定の身分関係にある者であって、社会通念上死者と同視することができる者がいない場合

— 運 用 —

- 1 「あらかじめ」とは、目的外のために提供をする時点よりも前の時点において、本人への通知が到達することをいうが、現実的にはいつ届いたかの確認が困難であることから、本人への通知を発信する時点をもっていうものとする。
- 2 また、この際は、本人が第34条の目的外利用等の差止め請求権を行使する場合も考慮して、発信時から1週間を経過した後に目的外のために提供を行うことを原則とする。

『第4項関係』

— 趣 旨 —

本項は、特定個人情報を第1項ただし書に規定する事由により、目的外のために利用等をした場合は、本人に関与し得る機会を与えるため、事後であっても本人に通知をすることができる旨を定めたものである。

— 解 釈 —

「通知」とは、第3項の解釈と同じ内容をいう。

— 運 用 —

本人に通知することの必要性の判断は、目的外のために利用等をした特定個人情報の内容の重要性などを総合的に考慮し、実施機関が決めるものとする。

第24条（部分開示）

実施機関は、開示請求に係る管理情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る管理情報に前条第1号本文に規定する情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号本文に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

『第1項関係』

— 趣 旨 —

本条は、原則開示の立場から、開示請求に係る管理情報に、部分的に非開示情報が含まれていても、開示が可能である部分は開示しなければならないことを定めたものである。

— 解 釈 —

- 1 開示請求に係る管理情報に、部分的に非開示情報が含まれている場合であっても、当該開示請求の管理情報すべての開示を拒むものではなく、非開示情報に該当する部分を分離して、残りの部分について開示するものである。
- 2 「容易に」とは、部分開示のために、当該管理情報が記録された文書、図画、電磁的記録を汚損又は破損することなく、過大な労力、費用、物質的な困難さを伴わずに分離できる場合をいう。

— 運 用 —

部分開示を行うか否かは、開示を求める権利義務にかかわる問題であり、開示請求の趣旨を十分考慮し、慎重に対応するものとする。

『第2項関係』

— 趣 旨 —

本項は、開示請求に係る管理情報に開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている場合に、当該個人を識別することができる部分とそれ以外の部分とを区別して取り扱うべき場合及びその場合における非開示とする範囲について定めたものである。

— 解 釈 —

- 1 開示請求に係る管理情報のうち、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を削除すれば、開示しても開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがないと認められる場合には、当該記述等及び個人識別符号の部分を除いた部分を開示するものである。
- 2 「開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、開示しても当該個人の人格権や財産権その他の個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められる場合をいう。
- 3 「同号本文に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」とは、開示請求者以外の個人を識別することができる部分を除くことにより、開示しても、当該個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合は、当該個人を識別することができる部分を除いた部分は、第23条第1号の非開示情報には該当しないものとして開示しなければならないものである。

— 運 用 —

- 1 氏名等の開示請求者以外の個人を識別することができる部分を除いて開示するかどうかの判断に当たっては、当該個人に関する情報が十分に保護されるように最大限の配慮が必要であり、当該個人の権利利益が侵害されるおそれの有無について十分検討し、慎重に決定する必要がある。また、他の情報と組み合わせることにより、当該個人が容易に識別できる場合には、非開示となる場合もあるので注意を要すものである。
- 2 一部分を非開示とすることにより、開示請求者の請求の趣旨が全く達せられない場合もあるため、開示請求者の請求の趣旨をよく確認し、できる限りその趣旨が達せられるよう配慮することが望ましい。

第33条（利用の停止等を請求する権利）

何人も、自己を本人とする管理情報（情報提供等記録を除く。）が、第10条第1項又は第2項の規定に違反して収集され、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管され、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されたものであると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該管理情報を管理する実施機関に対し、当該管理情報の利用の停止又は消去若しくは廃棄を請求することができる。

— 趣 旨 —

本条は、前条と同様、不必要な個人情報が収集された等の場合、個人の人格権が著しく侵害されることとなるため、自己情報コントロール権の第二次的要

件として、管理情報の利用の停止又は消去若しくは廃棄を請求する権利について定めたものである。

— 解 釈 —

- 1 「何人も」とは、市民に限らず、すべての自然人をいう。
- 2 「自己を本人とする管理情報」とは、実施機関が管理する登録事務に係る個人情報であって、当該個人情報から当該本人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- 3 情報提供等記録は、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや目的内利用及び提供の規定に違反しているときに番号法において想定されていない。また、仮にそのような状態で保有されているとしても、不正な情報提供を行わず、かつ、適法な情報提供を安定的に情報提供ネットワークシステムにおいて実現するためには、不法・不正な提供がなされていないか、システム運用上支障の生じる提供がなされていないか等を確認するために、情報提供等記録を利用し続ける必要性が極めて高い。さらに、不適法な取扱いを行った者に対しては特定個人情報保護委員会が助言、指導、勧告、命令等を行うことができることから、番号法第30条において利用の停止請求を適用除外としている。このため、管理情報から情報提供等記録を除くものである。
- 4 「第10条第1項又は第2項の規定に違反して収集され、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管され、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されたものであると思料する」とは、そのように本人が判断した場合を意味する。

第62条(罰則)

事実行為を行う指定管理者若しくは受託者の代表者又は事実行為を行う指定管理者若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者が、その管理の業務又は受託業務に関して第59条又は第60条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その事実行為を行う指定管理者又は受託者に対しても当該各条の罰金刑を科する。

— 趣 旨 —

本条は、事実行為を行う指定管理者若しくは受託者の代表者又は事実行為を行う指定管理者若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者が、その受託業務に関して第59条又は第60条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その指定管理者又は受託者に対しても当該各条の罰金刑を科することを定めたものである。

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

- (1) 実施機関の説明要旨によれば、第12条の3第1項第1号を除く部分については、改訂が妥当であると認められる。
- (2) 第12条の3第1項第1号の「実施機関の裁量に委ねられている場合（できる規定）の例」については、刑事訴訟法第197条第2項及び民事訴訟法第226条の規定に基づく文書による照会が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に規定する訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行及び刑事事件の捜査に該当する可能性があるため、削らないのが妥当である。

以 上